

那賀川河川事務所 Twitter（ツイッター）運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、那賀川河川事務所が取得した公式アカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式アカウントの運用は、那賀川河川事務所が管理する河川の防災・行政情報および関連行事等を紹介することにより、情報発信の強化を図るとともに河川への関心を高めることをポリシーとする。

また、公式アカウントは、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信は行わないこととする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりにする。

- (1) ツイッター インターネットを利用し、140字以内の文章を不特定多数に公開できる手段をいう。
- (2) 公式アカウント 那賀川河川事務所が設置・運営するアカウント（ツイッターを運営するために取得した権利）をいう。
- (3) ツイート ツイッターに投稿する文章のことをいう。
- (4) 公式ツイート 公式ツイッターから投稿するツイートをいう。
- (5) フォロー 他のユーザーのツイートを自動受信するように設定することをいう。（常に自分が受信できるようアカウントを登録すること。）
- (6) リツイート ツイッターを使用しているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

4. 運用方法

公式アカウントの運営主体及びアカウントの管理は那賀川河川事務所とし、以下のとおり運用する。

(1) 発信する情報

- ① 那賀川水系の防災関連の取組みに関する情報
- ② 那賀川河川事務所が主催・参加する行事等に関する情報
- ③ 河川・ダムに関する情報（事業・環境・利用状況等）
- ④ その他、地域住民に提供すべき情報

(2) 発信する情報の管理

- ① アカウントの管理は、那賀川河川事務所調査課が行う。
- ② ツイートする文章は、那賀川河川事務所の担当課が作成し、那賀川河川事務所調査課がツイートする。

(3) 発信にあたっての留意点

- ① 誤解を与えない、分かりやすく簡素な情報発信とする。
- ② 信頼性が担保できない情報は発信しない。

(4) 発信手順

情報発信の担当者は、那賀川河川事務所調査課長の確認を得た上で、適時ツイートする。
なお、調査課長不在の緊急時の場合は調査課係長の確認を得た上で、ツイートする。

(5) 他アカウントの「フォロー」、「リツイート」

公式アカウントが確認できる公共機関またはこれに準ずる機関へのフォローやリツイートも行う。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式アカウントのプロフィールに公式ウェブサイトへのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにするとともに、ツイッターのユーザー名を公式ウェブサイト上に明示する。なお、なりすましを発見した場合は、公式ウェブサイトにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7) 利用の促進

利用者が那賀川河川事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため「公共機関アカウント（公式マーク）」に登録する。

(8) ツイートに記載するリンク先

ツイートに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則として公式ウェブサイトのみとする。

(9) 不適切な情報発信等の監視

適時ツイートを確認し、不適切な情報発信があった場合、または第三者から不適切な発信である旨連絡があった場合は、速やかに発信情報の訂正または削除を行うものとする。

(10) その他

ツイッターの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

5. 免責事項

(1) 公式アカウントの掲載情報の正確性について万全を期しているが、那賀川河川事務所は利用者が公式アカウントの情報をういて行う一切の行為について何ら責任を負わないものとする。

(2) 那賀川河川事務所は、ユーザーにより投稿された公式アカウントに対する「リツイート等」について一切責任を負わないものとする。

(3) 那賀川河川事務所は、公式アカウントに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても一切責任を負わないものとする。

6. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は、公式ウェブサイトに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式アカウントにより発信し、周知する。

7. 知的財産権について

ツイートに使用した写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、国土交通省または正当な権利を有する者に帰属する。

ツイッターの「リツイート等」は、自由に使用することができる。また、出所を明記したうえで転載することは可能とする。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合は、この限りでない。

8. 注意事項

発信内容に関係のないリツイート等や以下の事項に該当すると判断したリツイート等は、投稿者に断りなく全部または一部を削除する場合がある。

- ・法令等に違反するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・犯罪行為を助長するもの
- ・特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
- ・本人の承諾なく、個人情報を開示・漏洩する等のプライバシーを侵害するもの
- ・営利を目的としたもの
- ・記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
- ・ツイッターの利用規約に反するもの
- ・その他、運営上、不適切であると判断されるもの

下記の事項等については、那賀川河川事務所が責任を負うものではない。

- ・利用者が公式アカウントの情報を利用したことまたは利用できなかったことにより被った損害
- ・公式アカウントに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害
- ・公式アカウントに関連して生じた利用者と第三者とのトラブルまたはその被った損害

9. その他

情報発信については、本運用ポリシーの他、政府標準利用規約（第 2.0 版）に準拠して運営する。

本ポリシーは、令和元年 7 月 3 日より運用する。

本ポリシーは、令和 5 年 2 月 20 日に改訂する。